

幼児教育・保育の無償化の実施に伴う副食費免除について

竜王町教育委員会

令和元年10月1日から、幼児教育・保育の無償化が実施されています。これに伴い以下の条件のどちらかに該当する方は、給食費に含まれている副食費が免除となります。なお、主食費については、これまでどおり全員徴収となります。

(1) 【対象者】

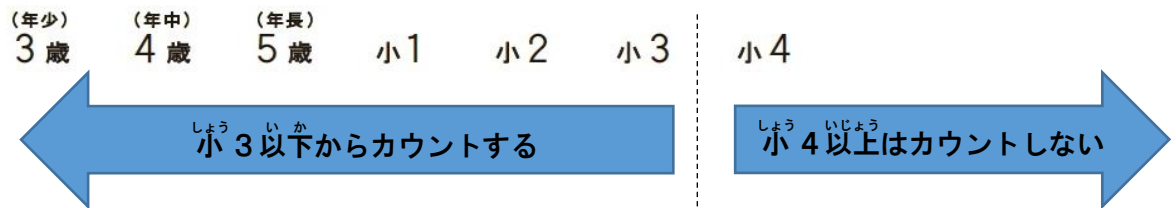
1号認定および2号認定を受けている3歳児～5歳児

(2) 【条件】①②のどちらかに該当する方が、副食費免除の対象となります。

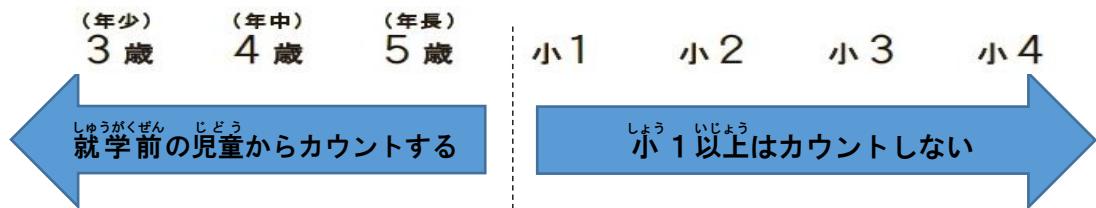
① 第3子以降の園児

第3子の考え方

(1号認定の場合) 小学校3年生以下の児童からカウントをし、生年月日の早い順から第1子、第2子、第3子…となります。



(2号認定の場合) 在園する就学前の児童からカウントをし、生年月日の早い順から第1子、第2子、第3子…となります。



② 町民税所得割課税額が77,101円未満の世帯

年間2回算定します。

4月分～8月分 (2021年1月1日から2021年12月31日までの所得から算定)
9月分～3月分 (2022年1月1日から2022年12月31日までの所得から算定)

(3) 【免除後の徴収額】(令和4年度参考)

月額400円 (月額3,100円のうち副食費2,700円免除した額)



【問い合わせ先】

竜王町学校給食センター TEL: 0748-58-3710

竜王こども園 TEL: 0748-57-0009